

国民保護措置の実施に関する 業務計画

2007年3月31日

東邦航空株式会社

目 次

第1章	総 則	
1-1	目 的	2
1-2	根 拠	2
1-3	方 針	2
1-4	構 成	3
1-5	組 織	3
1-6	管理並びに変更	3
第2章	想定する武力攻撃事態及び緊急対処事態	
2-1	武力攻撃事態	3
2-2	緊急対処事態	4
2-3	NBCを使用した攻撃	4
第3章	平素からの備え	
3-1	組織の整備	5
3-2	警報等の伝達体制の整備	5
3-3	被災情報の収集、整理及び報告等に必要な準備	5
3-4	運送に関する備え	6
3-5	関係機関との連携	6
3-6	物資及び資材の備蓄、整備	6
3-7	訓練	6
第4章	武力攻撃事態・緊急対処事態への対処	
4-1	武力攻撃事態への対処	6
4-2	緊急対処自体への対処	7
第5章	応急復旧等	7

国民保護措置の実施に関する業務計画

第1章 総 則

1-1 目 的

本「国民保護措置の実施に関する業務計画」（以下「本業務計画」という。）は、武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）や緊急対処事態（大規模テロ等をいう。以下同じ。）に際し、東京都知事又は区市町村長からの要請に基づき、東邦航空株式会社（以下「会社」という。）が実施する避難住民や旅客の運送並びに緊急物資等の運送（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

1-2 根 拠

本業務計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号、以下「国民保護法」という。）第36条第2項及び第18条第2項の規定、並びに「国民の保護に関する基本指針」（平成17年3月25日閣議決定）に基づき策定された「東京都国民保護計画」に基づき会社が策定したものである。

1-3 方 針

- 1）武力攻撃事態等において、国民保護法やその他の関連する法令及び本業務計画に基づき、関連する他の機関と連携協力し国民保護措置の的確な実施に万全を期するものとする。
- 2）国民保護措置は、国民保護法並びに関連法令及び本業務計画に基づき、航空法等により定められた範囲内で実施するものとし、次の点に留意する。
 - （1）関係機関との連携の確保
国民保護措置に関し、関係機関との連携体制の整備に努める。
 - （2）国民保護措置の実施に関する自主的判断
国民保護措置の実施方法は、東京都等から提供される情報を踏まえ、武力攻撃態勢等の状況に即して会社が自主的に判断する。
 - （3）安全の確保
国民保護措置の実施は、東京都並びに関連各機関等の協力を得つつ、搭乗旅客、会社社員、その他会社の実施する国民保護措置に従事する者の安全が十分に確保されていることを前提とする。
 - （4）高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施
国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者等に対する配慮を行

うとともに、特殊標章の使用等に当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する

3) 国民保護措置実施への応援要請について

国民保護措置を迅速且つ的確に実施するため特に必要と認める場合、人員、施設、設備及び物資の確保等について東京都知事に応援を求めることができる。

1-4 構成

本業務計画は、次により構成する。

第1章 総則

第2章 想定する武力攻撃事態及び緊急処理事態

第3章 平素からの備え

第4章 武力攻撃事態・緊急処理事態への対処

第5章 応急復旧等

1-5 組織

- 1) 本業務計画の所掌は総務部とする。
- 2) 総務部長は、東京都に国民保護対策本部が設置された場合に、必要に応じ本業務計画を実施統括するための組織（以下、「国民保護対策本部」という。）を設置する。
- 3) 国民保護対策本部は、国民保護措置の実施に関する調整、情報の収集、整理、報告並びに広報、その他本業務計画の遂行に必要な事項を統括する。

1-6 管理並びに変更

- 1) 本業務計画は会社が策定し東京都に報告したものであり、変更は会社の承認を得て行うものとする。また、軽微な事項を除き変更を行った場合は東京都に報告し、併せて関係区市町村長に通知すると共に公表しなければならない。
- 2) 東京都知事より指定地方公共機関の指定が取り消されるか、国民保護法等関連する法律が廃止された場合、本業務計画は廃止する。
- 3) 本業務計画の管理並びに変更は総務部が行うものとする。
- 4) 本業務計画は社内イントラネットにより配布すると共に、総務部長が必要と認めた関係部署並びに場所等に配布する。

第2章 想定する武力攻撃事態及び緊急処理事態

2-1 武力攻撃事態

武力攻撃事態とは、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態、又は武

力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められる事態をいい、次の事態をいう。

1) 着上陸侵攻

多数の船舶等をもって沿岸部に直接上陸して、我が国の国土を占領する攻撃

2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

比較的少数の特殊部隊等を潜入させ、重要施設への襲撃や要人の暗殺等を実施する攻撃

3) 弾道ミサイル攻撃

弾道ミサイルを使用して我が国を直接打撃する攻撃

4) 航空攻撃

爆撃機及び戦闘機等で我が国領空に侵入し、爆弾等を投下する攻撃

2-2 緊急対処事態

緊急対処事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて、多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は発生する明白な危険が切迫していると認められる事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいい、次の事態をいう。

1) 危険物質を有する施設への攻撃

原子力発電所、石油コンビナート等に対する攻撃

2) 大規模集客施設への攻撃

ターミナル駅、列車等に対する攻撃

3) 大量殺傷物質による攻撃

炭疽菌、サリン等を使用した攻撃

4) 交通機関を破壊手段とした攻撃

航空機による多数の死傷者を伴う自爆テロ等による攻撃

2-3 N B Cを使用した攻撃

武力攻撃事態、緊急対処事態の各類型において、N B C 攻撃（核等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器等による攻撃をいう。）が行われることも考慮する必要があり、攻撃の特徴は次のとおり。

1) 核兵器等(N)

- ・核兵器を用いた攻撃による被害は、当初は主に核爆発を伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物（灰等）や初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射によって生ずる。
- ・ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。

- ・放射性物質又は放射線の存在は五感では感知できない。
- ・原因となる放射性物質や放射線種の特特定が困難である。

2)生物兵器(B)

- ・人に知られることなく散布することが可能である。
- ・生物兵器が使用されたと判明したときには、感染者が移動することにより、二次的な感染を引き起こし、広範囲に多数の感染者が発生する恐れがある。
- ・生物兵器としては、一般的に、天然痘、炭疽菌、ペスト菌等があげられている。

3)化学兵器等(C)

- ・急性症状を有する死傷者が発生するが、原因物質の特特定は困難である。
- ・建物屋内や交通機関内部など閉鎖的な空間で発生した場合、多数の死傷者が発生する可能性がある。
- ・地形、気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は地を這うように広がる。
- ・特有の臭いがあるもの、無臭のもの等その性質は化学剤の種類により異なる。
- ・化学兵器としては、一般的にサリン、VXガス、マスタードガス、イベリット等があげられる。

第3章 平素からの備え

3-1 組織の整備

国民保護措置が的確に実施できるよう社内体制の整備に努めるものとする。

3-2 警報等の伝達体制の整備

東京都知事から警報の内容の通知など次に掲げる通知を受けた場合の、社内における警報等の伝達先、連絡方法、連絡手順など必要な事項を定めるものとする。

- ・都対策本部を設置した旨の通知
- ・警報の内容の通知
- ・避難措置の指示の内容の通知(解除時も同様)
- ・避難の指示の内容の通知(解除時も同様)
- ・広域避難受入地域決定の通知
- ・緊急通報の内容の通知

3-3 被災情報の収集、整理及び報告等に必要な準備

被災情報の収集、整理及び都知事への報告等を適時適切に実施するため、予め情報収集並びに連絡等に従事する担当者を定め、必要な連絡体制等の整備に努める

ものとする。

3-4 運送に関する備え

東京都または区市町村が避難住民の運送及び緊急物資の運送を実施するための体制の整備等を行う場合、必要に応じ連絡先や輸送力及び輸送施設等に関する情報等の提供を行いたく確な国民保護措置が実施できるよう協力する。

また、人員、物資等の緊急輸送が円滑に実施されるよう関係各機関等と連携しつつ、緊急輸送に関わる実施体制の整備等に努める。

3-5 関係機関との連携

国民保護措置の実施に当たり、各関係機関等との連携体制の整備に努める。

3-6 物資及び資材の備蓄、整備

東京都並びに関連各機関等と連携し、国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材の備蓄と防災等のための備蓄とを相互に兼ねることができるよう、防災等のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握等に努めるとともに、武力攻撃災害において迅速に供給できる体制を整備する。

3-7 訓練

国民保護措置が的確に行われるよう社内訓練に努める他、東京都又は関連各機関等が実施する国民の保護のための措置にかかる訓練への参加に努める。

第4章 武力攻撃事態・緊急対処事態への対処

4-1 武力攻撃事態への対処

1) 東京都国民保護対策本部（以下「都対策本部」という。）等への対応
都対策本部が設置された旨の連絡を受けた時は、会社関係部署に迅速にその旨を周知し、必要に応じ国民保護対策本部を設置すると伴に関係社員の招集を行う。

2) 国民保護措置実施体制の確立

(1) 情報連絡体制の確保

イ. 武力攻撃事態等に伴い、会社が管理する施設等の被災状況、定期便の運航状況並びに国民保護措置の実施状況等について迅速に情報を収集並びに集約し、必要に応じ都対策本部に報告する。

ロ. 国民保護対策本部は、都対策本部等より武力攻撃事態等の状況や国民保護措置を実施するに必要となる安全情報等について収集すると伴に、関係部署並びに関係者に周知する。

(2) 通信体制の確保

必要に応じ通信手段の機能確認を行うとともに通信手段を確保する。

3) 警報の伝達等

東京都知事から第3章の3-2に定める通知を受けた場合には、社内における迅速且つ確実な伝達を行う。

4) 安全の確保

国民保護措置を実施する場合、その内容に応じ東京都等関係機関から武力攻撃の状況その他安全に関する必要な情報の提供を受ける他、緊急時の連絡体制及び応援体制の確立等の支援を受けるものとし、会社社員並びに会社が実施する国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分配慮する。

5) 運送の実施

東京都知事又は市区町村長より避難住民並びに緊急物資の運送の求めがあった場合、武力攻撃が迫り又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域や武力攻撃が予測される地域などの範囲を勘案し、安全が確保されている地域であることを前提に、東京都等より提供される安全に関する情報等に基づき当該運送に従事するものに危険が及ぶことのないよう安全の確保に十分配慮するとともに、必要により現場で運送を実施する責任者の判断により安全確保のための措置を講じつつ実施するものとする。

また、当該運送に障害が生じた場合には、関係機関に当該障害について連絡するとともに、他の関連する機関等と連携し代替輸送の確保に努める。

6) 被災情報の収集、報告等

会社が管理する施設並びに設備に関する被災情報等を収集し、会社が保有する通信連絡手段により当該被災情報を東京都に速やかに報告するものとする。

7) 関係機関との連携

国民保護措置を実施するに際し関連する各関係機関と緊密に連携し、的確な国民保護措置の実施に努める。

8) 特殊標章等の使用

武力攻撃事態等において、特殊標章又は身分証明書を使用する場合には、東京都知事の許可を受け且つ適正に使用しなければならない。

4-2 緊急対処事態への対処

緊急対処事態において実施する緊急対処保護措置は、特殊標章等に関する規定を除く武力攻撃事態における国民保護措置の内容等に準じて対処するものとする。

第5章 応急復旧等

- 1) 安全が確保されている地域にある会社が管理する施設及び設備について、安全の確保に十分に配慮した上で可能な限り速やかに施設及び設備の点検を実施して被

害状況の把握を行うとともに、迅速に応急の復旧のための措置を講ずるものとする。

- 2) 応急の復旧のために必要な措置を講ずるに際し、的確かつ迅速に当該措置を講ずることができない場合、東京都に対し必要な人員、資機材の提供及び技術的助言その他応急の復旧のために必要な措置に関して支援を求める。
- 3) 応急の復旧に際しては、被害の拡大防止を最優先に行うよう努める。
- 4) 会社が管理する施設並びに設備が被災した場合は、武力攻撃事態の終息後にその被害状況を迅速に調査し、これに基づき復旧計画を作成し、早期復旧を図る。